

令和3年5月31日召集

## 令和3年度5月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

# 新潟市南区農業委員会 令和3年度5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月31日（月）午後1時55分から午後2時25分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員（19人）

会長（議長）	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	15番	阿部	信哉	14番	高橋潤一
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員（一人）

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第19号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第20号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝沢秀樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

## 7. 会議の概要

事務局長	定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員お集まりですので、これより始めさせていただきます。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。
会 長	<あいさつ>
議 長	ただ今から、5月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	異議なしとの声ですので、19番 清水委員、2番 羽入委員を指名いたします。 それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	異議なしとの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	資料1、議案書3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区1件、月潟地区2件でございます。1号は賃借人の変更による解約で、議案第19号中間管理新規1号の関連案件、2号、3号は農地売買による解約です。以上で報告を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。  (質問・意見なし)
議 長	ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は新規の案件が利用権設定3件、売買1件、合計4件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年5月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区利用権設定、契約期間10年、件数2件、畑、5,894㎡です。次に、月潟地区利用権設定、契約期間10年、件数1件、田、1,440㎡、畑、278㎡、所有権移転、売買1件、田、1,440㎡、畑、278㎡、合計で件数2件、面積3,436㎡です。一枚めくっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間10年が3件、田畑合計で7,612㎡、所有権移転が売買1件、田畑合計で1,718㎡、農地移動の合計は4件、9,330㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページの1号から3号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として口座振替又は現金、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。申請案件1号、2号につきましては、新規就農者への利用権設定となることから、被移転人経営内容欄が空欄となっております。新規就農に係る案件につきましては、調査委員会に付されております。次に、所有権移転の売買については2ページの1号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。売買の申請案件1号につきましては、新規の利用権設定3号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。次に、利用権の移転についてです。3ページをご覧ください。利用権の移転1件、筆数1筆、面積2,230㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利、利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期、終期、借賃、支払い方法が記載されています。移転の申請案件につきましては、所有者から南区農業振興公社が借り受けて耕作者に転貸している農地について、申出により耕作者を変更するものです。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和3年5月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、

白根地区契約期間10年、件数1件、田、7,914㎡です。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページの1号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。なお、田に関する権利設定については、通常4月総会までとして取り扱っているところですが、本件につきましては、3月中にJA越後中央経由で申し出があったものの、譲渡人が県外在住のため、書類整備に時間を要し、4月総会の申出期限までに提出がありませんでした。その後、書類が提出され、西区農業委員会でも同様の事情が生じていたことを踏まえて調整を図った結果、やむを得ない場合と判断し、5月総会案件で対応することとしました。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、農用地利用集積計画一般案件の1ページ、新規1号、2号にかかる新規就農の案件について、調査委員会の結果を第2調査委員長の3番 伊勢亀委員から報告をお願いいたします。

第2調査委員長 去る、5月26日 午後2時から、第2調査委員会を開催いたしました。調査委員会に付託された案件のうち、新規就農に係る案件についてご報告いたします。

議案書、資料2-1の一般案件、1ページ、新規の利用権設定の申出に際し、新規就農計画書の提出がありましたので、ご本人からおいでいただきました。申請地は臼井地区の臼井の農地5筆、面積合計で5,894㎡です。経営は、トマト、ナス、きゅうり、えだまめ、とうもろこしといった、施設及び露地野菜の栽培と、その加工販売で行うとのこと。申請人は昨年度、共同経営者となる妻の地元である南区に転居し、県から紹介のあった西笠巻新田の小林さんの下で、約1年間実践的な研修を受けた経験をお持ちです。主な農機具や加工に必要な設備については、就農後に自己資金と制度資金を活用して導入する予定とのこと。JAとも協議済みであり、新規就農者として適当と判断されます。なお、今後については、今のところ農地面積を拡大する意向はないとのこと、加工と直接販売により高収益な経営の実現を目指したいとのことでした。新規就農に際して交付される国の補助金、次世代人材投資事業の経営開始型の交付を希望されていることや、農業用機械、施設、加工に関する設備の導入予定があることを踏まえ、農業委員会事務局や区の産業振興課、県の普及センターとすり合わせを行いながら、なるべく負担が少ない形で営農を開始するよう助言しました。以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第19号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認

することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしとの声ですので、議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第20号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第20号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区1件、味方地区2件の計3件でございます。白根地区1号の申請地は、南区松橋の畑1筆で転用目的が農家住宅建築敷地です。味方地区2号の申請地は、南区味方の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。次の、味方地区3号の申請地は、南区吉江の畑1筆で転用目的が露天駐車場及び資材置場敷地となっています。1号から3号のそれぞれの申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページから6ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、2ページをご覧ください。追加議案第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区1件でございます。白根地区1号は売買で、南区茨曾根の畑1筆 面積62㎡の所有権を移転するものです。白根地区1号は、当日配布資料7ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第20号、追加議案第21号、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議 長

つづきまして、調査委員会の調査結果について、第2調査委員長の3番 伊勢亀委員から報告をお願いいたします。

第2調査  
委員長

去る、5月26日 午後2時から、第2調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請3件、農地法第3条許可申請1件です。資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人からおいでいただきました。申請地は、松橋の畑1筆 面積は897㎡になります。転用目的は、農家住宅建築敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は、新潟県が施工する中ノ口川河川改修工事に自宅等がかかり、立ち退きを余儀なくされました。残地では再建ができないため、申請地を譲り受け、農家住宅を建築する計画です。続いて、2号の5条許可申請です。代理人からおいでいた

だきました。申請地は、味方の畑1筆 面積は256㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。転用者は、現在、集合住宅に住んでいますが、将来のことを考え、父名義の農地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。続いて、3号の5条許可申請です。代理人からおいでいただきました。申請地は、吉江の畑1筆 面積は720㎡になります。転用目的は、露天駐車場および資材置場敷地で、契約内容は賃借権の設定になります。転用者は、吉江地内で土木建設業を営んでいますが、事業の拡大に伴い社員の駐車場や資材置場が不足したため、現在使用している倉庫の隣接地を借りて露天駐車場などを設置する計画です。1号から3号の申請地は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、建設課および土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は、茨曾根の畑1筆、面積は62㎡です。契約内容は売買による所有権移転で、申請内容は譲渡人が高齢により耕作できないため、譲受人は譲渡人からの要望とのことです。なお、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第2調査委員会の報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第20号及び追加議案第21号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第20号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声ですので、議案第20号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議なしとの声ですので、追加議案第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。
- 次に、報告事項に入ります。一括して事務局から説明をお願いいたします。
- 事 務 局 資料1、議案書4ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。農地法第3条の3の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。
- 新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和3年5月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数1件、田、7,914㎡です。詳細につきまちは、1枚めくっていただいて、1ページの1号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。
- (質問なし)
- 議 長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。
- (特になし)
- 議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了し、以上で5月定例総会を閉会いたします。事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 清 水 昭

署名委員 羽 入 一 則